

2016年7月1日

大阪市長 吉村 洋文 様

ヘイトスピーチを許さない！大阪の会
代表 宋 貞 智
〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27
NPO 法人多民族共生人権教育センター内
Tel.06(6715)6600 Fax06(6715)0153

要望書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また大阪市政の発展並びに大阪市民の安全・安心な暮らしを守るためご尽力いただいておりますことに、感謝申し上げます。

私たち「ヘイトスピーチを許さない！大阪の会」は、本年1月に「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」（以下、対処条例）が成立したことから、2014年9月に結成した学習会&ワークショップ「いっしょにつくろう！大阪市ヘイトスピーチ規制条例」を解散し、取り組みに参加してきた在日コリアン当事者、弁護士、研究者などで新たに結成した団体です。

さて、6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、解消法）が施行されました。前文においてヘイトスピーチが「許されないことを宣言」する解消法は、第4条で「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」と謳っています。また衆参両院の法務委員会においては、特にヘイトスピーチが頻発し地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体に対して取り組みを促す付帯決議がなされています。

解消法施行後、各自治体、警察のヘイトスピーチ対策は一変しました。川崎市はヘイトスピーチを常習的におこなってきた団体に対して公園利用許可を取り消す措置をとりました。神奈川県警察は、同団体がおこなったデモ行進において掲示されたプラカードや横断幕を指して「違法デモ」と表現しつつ中止を促し、主催者は説得に応じました。愛知県では、知事がヘイトスピーチを行う団体に県施設の利用を認めない方針を表明しました。神奈川県知事も、県議会で不許可を含めて「ヘイトスピーチを絶対に行わせないという強い意思をもって具体的対応を進める」と答弁しました。

本日、対処条例の全部が施行されました。全国に先駆けて条例を整備した大阪市は、最も先進的な施策をとっていただけるものと大いに期待しています。

そこで、私たちは次の通り要望します。ご検討いただけますよう、お願い申し上げます。また、文書にて7月末日までにご返答いただけますよう、併せてお願い申し上げます。

1. 過去の言動等から解消法や対処条例が定義するヘイトスピーチを行う蓋然性が客観的にみて明らかである場合、条例が定める「拡散防止措置」として大阪市の施設利用を拒否してください。また、その旨を宣言してください。

2. 同様にヘイトスピーチを行う蓋然性が客観的にみて明らかな団体・個人が行う街頭宣伝やデモ行進が予告されている場合、条例が定める「拡散防止措置」として、大阪府警に対して解消法と対処条例に基づき不許可とすること、誤って許可をした場合は許可を取り消すこと、取り消すことができない場合は現地において解消法と条例が定義するヘイトスピーチが行われた時点で中止を促すことを要望してください。

3. 対処条例は第3条で「ヘイトスピーチによる人権侵害に関する市民の関心と理解を深めるための啓発を行う」ことを定めています。1月18日に対処条例の一部が施行されてから、これまでどのような啓発活動がおこなわれたか、その対象、内容、回数をお示してください。今後、市民向けの啓発、学校での教育を、一層積極的に行ってください。

4. 解消法と対処条例に基づき、ヘイトスピーチに対して適切な対応ができるよう大阪市職員、とりわけ人権啓発に直接関わる部局、公園、市民会館、区民センター等の市有施設の管理に関わる部局の職員への研修をおこなってください。公園、市民会館、区民センター等の市有施設の指定管理者に対してもヘイトスピーチに対して適切な対応をとるよう指導・助言を行ってください。また、指定管理者の施設利用申請に関わる業務をおこなう職員に対して、必要な研修をおこなうよう指導・助言を行ってください。

以上

なお、本要望書に関するお問い合わせは次の事務局までお願いいたします。
事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27 NPO 法人多民族共生人権教育センター内
Tel 06(6715)6600 FAX 06(6715)0153 E-mail info@taminzoku.com
担当 文公輝 (モンゴソイ)